

# 薩摩川内市保育士就職支援金

薩摩川内市では、下記要件を満たした保育士の方に就職支援金を支給しています。



## 1 支給額

勤務地が本土区域の場合：1人20万円

勤務地が甑島区域の場合：1人30万円

※令和6年4月1日以降の新規就職者で保育士就職支援金の交付対象となった者が引き続き本市の住民として就労を継続した場合、3年を限度として1年ごとに10万円の追加の支援金を交付する予定です。

## 2 対象となる就職先

本市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所

## 3 対象職種（資格要件）

保育業務に従事する者で、当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している保育士若しくは保育教諭（幼稚園教諭免許のみ有している者を含む。）（以下「保育士等」という。）又は1日6時間以上かつ1箇月20日以上勤務する保育士等

## 4 支給対象者

次の（１）のアかイに該当し、（２）、（３）の要件も満たす者

（１） 次のいずれかに該当する者

ア 市内の保育所等に常勤保育士として新たに就職（常勤保育士として保育業務に従事していなかった者が常勤保育士として新たに勤務するようになった場合を含む。以下同じ。）し、新たに就職した日より前に市外から転入して本市の住民基本台帳に記録若しくは市内の保育所等に常勤保育士として新たに就職した日から1年以内に市外から転入して住民基本台帳に記録され、勤続期間が6箇月を経過した者で、今後も継続して勤務する者

イ 市内の保育所等に常勤保育士として新たに就職した日から過去1年以内において、市内の他の保育所等に常勤保育士として勤務したことがなく、かつ、就職時に既に本市の住民基本台帳に記録されており、新たに就職した日以降勤続期間が6箇月を経過した者で、今後も継続して勤務する者

（２） 市税等に滞納がないこと。

（３） 既に薩摩川内市保育士就職支援金の交付を受けていないこと。

裏面へつづく

## 手続き（申請から交付まで）の流れ

|     |         |                                                                                            |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 申請      | 必要な書類（※１）を揃えて、市の窓口に提出してください。<br>令和７年９月３０日までに就職し、要件を満たした方が対象者となります。<br>（申請期間：令和８年４月６日（月）まで） |
| (2) | 審査・交付決定 | 市は書類を審査し、交付を決定します。                                                                         |
| (3) | 請求      | 交付決定を受け、請求書を提出してください。 ※２                                                                   |
| (4) | 交付      | 市は、指定された口座へ支払います。                                                                          |

### １ 申請に必要なもの

#### (1) 補助金交付申請書

（就職先の施設よりお受け取りください）

#### (2) 保育所等勤務証明書

（就職先の施設よりお受け取りください）

#### (3) 保育士証等免許状の写し

#### (4) 履歴書

### ２ 請求時に必要なもの

#### ・ 請求書

#### ・ 振込口座を確認できるもの

（通帳又はキャッシュカード等の写し）



※申請書類は市 HP からダウンロードできます。

### 【問い合わせ先】

薩摩川内市役所 子育て支援課 保育グループ

TEL (0996) 23-5111 (内線2362) FAX (0996) 20-5570

e-mail : hoikui@city.satsumasendai.lg.jp